

訴 状

平成27年11月11日

名古屋地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 滝 田 誠 一

同 新 海 聡

住 所 〒

原 告 内 田 隆

〒489-0069 愛知県瀬戸市東松山町91番地7

滝田法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人弁護士（担当） 滝 田 誠 一

電 話 0561-21-5007

F A X 0561-21-5008

〒444-0813 愛知県岡崎市羽根町東荒子38-1 f.a.s ビル2階

弁護士法人OFFICEシンカイ

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

電 話 0564-83-6151

F A X 0564-53-5388

住 所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

被 告 愛 知 県 知 事

大 村 秀 章

愛知県議会議員政務活動費住民訴訟事件

訴訟物の価額 1, 600, 000円

貼用印紙額 13, 000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、半田晃士に対し、金9, 680, 890円を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、愛知県内に住居を有する愛知県民である。
- (2) 被告は、愛知県知事であり、地方自治法242条の2第1項4号の執行機関として、愛知県が有する不当利得返還請求権を行使する義務を負う者である。
- (3) 訴外半田晃士は、平成23年5月から平成27年4月まで、愛知県議会議員の職にあった者であり、その在任中、愛知県から政務活動費（平成23、24年度は政務調査費）の交付を受けていた。

2 不当利得返還請求権の存在

(1) 問題となる支出

訴外半田晃士に交付された政務活動費（平成23、24年度は政務調査費）のうち、別紙支出一覧表記載の調査研究委託（ただし5②乃至⑤は自身の調査研究費）の支出への充当については、後述するように、地方自治法100条14項、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例8条に違反した支出であることが明らかであり、同条例10条に基づいて知事に返還すべきである。

(2) 政務活動費についての法規制

イ 地方自治法は138条の2で普通地方公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課し、同法2条14項は、事務処理に当

って最少の経費で最大の効果を挙げるべきことを求めている。また、地方財政法4条1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めている。

ロ 一方、政務活動費は、地方自治法100条14項で「調査研究その他の活動に資する」ため支出すべきとされ、条例によって定められた範囲内の経費にしか充てることができないと定められている。これを受け、愛知県は、「愛知県議会における政務活動費（政務調査費）の交付に関する条例」（以下、「本件条例」という。）及び支出手続を定めた「愛知県議会における政務活動費の交付に関する規程」（以下、「本件規定」という。）を制定し、本件条例8条において政務活動費（政務調査費）を充てることができる経費の範囲について、会派については別表1，議員については別表2にそれぞれ定めている。そして、愛知県議会では、本件条例8条別表の定めを解説するとともに、本件条例で定められた手続を履践させるため、「政務活動費のマニュアル」を作成し、支出手続を厳格に定め、会派や議員が政務活動費に用いない支出があった場合には、知事に返還請求をする旨を命じている。

（3）訴外半田晃士の外部への調査研究委託の問題点

イ 「政務活動費のマニュアル」によれば、外部への調査研究委託については、「契約書、成果物などによる実績確認ができることが必要である」と規定されている。

ロ ところが、別紙支出一覧表記載の支出に関しては、契約書が提出されておらず、成果物も一部を除いて公表されておらず、唯一マスコミに公表された成果物（3①の調査委託により作成された調査報告書）は、インターネット上の情報をコピーアンドペーストしただけのお粗末な内容であって、高額な委託料に見合うものではない。

ハ さらに、領収書の宛名の筆跡が領収書整理票に記載された議員名の筆跡と酷似していたり（3①、② 4⑩、⑪、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑳、㉓、㉔）、領収書の発行者が訴外半田晃士の兄であったり（4②、③、⑤、⑧）、領収書の日付が年度末に集中していたりする（2①、②、③ 3④、⑤）など、

不自然な点が多々ある。

ニ これらの事実に加え、委託料が常識はずれと言えるほど高額であり、かつ、通常であれば、一つの調査事項に関しては、一度の支払がなされる筈であるのに、それぞれの時期に、同一テーマで日時をおかずに複数回にわたってそれぞれまとまった金額が支払われていることなどに鑑みれば、訴外半田晃士が現実には外部へ調査委託して別紙支出一覧表記載の委託料が発生していたかどうか極めて疑わしい。仮に、現実には外部へ調査委託していたとしても、委託料の高額さと公表された成果物の貧弱さからして上記地方自治法138条の2、同法2条14項、地方財政法4条1項に違反するのであって、いずれにしろ地方自治法100条14項、本件条例8条に違反する支出と言わざるを得ない。

(4) 議員引退直前の調査研究費について

イ 訴外半田晃士は、平成27年4月の任期満了をもって次期県議会議員選挙に立候補することなく議員を引退しているところ、引退直前の同月1日から10日までオーストラリアのパース市を海外視察している。仮にその海外視察が調査研究目的であったとすると、その結果を議員活動に生かすことは日程的に不可能であり、地方自治法100条14項で定める「調査研究その他の活動に資する」ための支出にあたる余地は無い。

ロ また、出発前後にパース市等の観光政策調査(4⑲乃至⑳)や視察手配作業(4㉓)、資料翻訳作業(4㉔)として合計117万円もの支出をしているが、果たしてこれらが具体的にどのような作業に対して支払われたか不明であるばかりか、このようにさみだれ式に、しかも多額の費用を支払うことについても、行政視察では通常あり得ないことであり、上記地方自治法100条14項に違反するのみならず、支出額の妥当性の観点から見ても、社会通念上、地方自治法138条の2、同法2条14項に反するものと言わざるを得ない。

ハ 訴外半田晃士は、同月19日の日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会へ出席するための交通費(5④、⑤)を調査研究費として、政務活動費

から支出している。これは、任期満了直前の、調査内容を議員として生かすことが不可能な時期における、調査研究活動とは到底評価できない儀礼的な会合への参加にすぎないものであって、地方自治法100条14項で「調査研究その他の活動に資する」ためと目的が定められた経費にあたるものではない。よって、これに対して政務活動費として支出することが許されないことは明らかである。

なお、このことは同時に、訴外半田晃士の政務活動費に対する無理解か、あるいは同人の政務活動費に対する認識が社会通念を大きく逸脱していることを露呈するものである。このような訴外半田晃士の非常識さからするなら、パース市の視察は、その時期からしても観光旅行にすぎないことは明らかである。

ニ したがって、日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会へ出席するための交通費はもちろん、パース市視察航空券代（5②）やパース市視察調査宿泊代（5③）は調査研究費として政務活動費から支出することは許されない。

(4) 以上の点から、別紙支出一覧表記載の合計9,680,890円の支出は、政務活動費（政務調査費）として支出することが許されないものであり、訴外半田晃士はこれを不当に利得していることになるから、被告は、愛知県の財産を回復するため、訴外半田晃士に対して本件条例10条に基づく不当利得返還請求を行わなければならない。

3 住民監査請求とその結果

(1) 被告は、前項で述べた不当利得返還請求の義務を負っているにもかかわらず、訴外半田晃士に対して不当利得返還請求権を行使しなかった。そこで、原告は、平成27年8月19日、被告に違法に財産の管理を怠った事実があったとして、被告が不当利得返還請求権を行使するよう求める住民監査請求を提起した。

(2) 愛知県監査委員は、平成27年10月15日、原告に対して、上記監査請求のうち別紙支出一覧表記載の1①及び②、3①、4②、③、⑤及び⑧並び

に5②ないし⑤の支出については請求を棄却し、その余の支出については判断できないとの内容の監査結果を通知した。

4 結論

よって、原告は、愛知県が訴外半田晃士に交付した政務活動費（政務調査費）中、前記記載の違法支出分について、地方自治法242条の2第1項4号本文、同条第2項1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

添 付 書 類

証拠説明書	1 通
甲号証写し	各 1 通
訴訟委任状	1 通

別紙

支出一覧表

1 平成23年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	23.11.22	300,000	将棋と日本文化教育のコラボレーションの可能性について
②	24.3.17	1,500,000	2011年5月31日以来の東日本大震災現地被害調査及び愛知県の防災に活動すべき提案の作成料

小計 1,800,000円

2 平成24年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	25.3.31	800,000	西区地震防災アンケート調査手数料(800部)
②	25.3.31	200,000	西区地震防災アンケート調査手数料(200部)
③	25.3.31	500,000	西区地震防災アンケート調査手数料(500部)

小計 1,500,000円

3 平成25年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	25.12.10	730,000	ヨーロッパ現地調査費用（委託）（ドイツ・オランダ・フランス）
②	25.12.28	680,000	西区地震防災アンケート集計・分析・報告作成料
③	25.12.29	500,000	防災アンケート調査費用（500部）
④	26.3.6	300,000	地域猫保護予備調査
⑤	26.3.31	300,000	地域猫保護予備調査

小計 2, 510, 000円

4 平成26年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	26.4.30	30,000	生活保護受給実態調査
②	26.5.7	150,000	N P O 設立手続問題調査①
③	26.5.30	150,000	N P O 設立手続問題調査②
④	26.5.31	30,000	生活保護受給実態調査②
⑤	26.6.16	150,000	N P O 運営・認定問題調査①
⑥	26.6.25	150,000	名古屋市動物愛護団体調査①
⑦	26.6.30	250,000	愛知県動物愛護団体調査①
⑧	26.7.14	150,000	N P O 運営・認定問題調査②
⑨	26.8.7	150,000	名古屋市動物愛護団体調査②
⑩	26.8.11	100,000	愛知県動物愛護団体調査②
⑪	26.9.4	150,000	環境省動物愛護政策調査

⑫	26.9.6	100,000	愛知県将棋文化振興策研究
⑬	26.10.9	100,000	愛知県将棋普及活動調査①
⑭	26.10.15	100,000	愛知県動物愛護団体調査③
⑮	26.11.1	150,000	名古屋市動物愛護団体活動調査①
⑯	26.12.1	150,000	名古屋市動物愛護団体活動調査②
⑰	26.12.5	150,000	名古屋城内野良猫実態調査①
⑱	26.12.21	100,000	名古屋城内野良猫実態調査②
⑲	27.1.15	200,000	名古屋市観光政策調査
⑳	27.1.19	200,000	オーストラリア観光政策調査
㉑	27.2.12	250,000	政令指定都市観光政策調査
㉒	27.2.23	200,000	パース市観光政策調査
㉓	27.3.11	150,000	パース市視察手配作業
㉔	27.3.16	170,000	パース市英語資料翻訳作業

小計 3, 4 8 0, 0 0 0 円

5 平成27年度

番号	支出年月日	支出金額	調査委託のテーマ
①	27.4.15	90,000	パース市視察調査資料整理作業
②	27.4.17	113,150	パース市視察航空券代
③	27.4.17	164,200	パース市視察調査宿泊代
④	27.4.19	11,770	日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会 交通費
⑤	27.4.19	11,770	日本将棋連盟谷川会長の紫綬褒章受章を祝う会 交通費

小計 390,890円

合計 9,680,890円